

豊中市幼児教育サポートセンター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育園（所）、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業、認可外保育施設等（以下、「就学前施設」という。）における幼児教育の充実のため、豊中市幼児教育サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）を設置し、就学前施設に通う子どもたちが等しく一定の教育・保育を受けられるよう相談支援、研修の企画、幼保小連携等を行い、豊中市全体の教育・保育の質の向上を高めることを目的とする。

(設置)

第2条 サポートセンターは、こども未来部こども事業課内に設置する。

(所掌事務)

第3条 サポートセンターは、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) サポートセンターは、大阪府幼児教育アドバイザー育成研修を修了したもの（以下、「サポーター」という。）の登録及び登録者の派遣
- (2) 就学前施設への教育・保育の相談支援・助言・情報提供・研修等
- (3) サポーターが勤務する施設の公開保育や園内研修などの開催・情報提供
- (4) 「豊中市教育保育 環境ガイドライン」の活用と推進
- (5) 就学前施設への巡回支援
- (6) 幼保小連携の推進

(体制)

第4条 サポートセンターの体制は、次の各号により運営する。

- (1) こども事業課を事務局として、サポートセンター統括者は、担当主幹とする。
- (2) 事務局には、幼稚園教諭免許または保育士資格を有する者を配置することとし、サポーターの事務として、前条（1）、（2）、（5）、（6）を行う。
- (3) サポーターは、豊中市幼児教育サポーター登録票で登録を行い、前条（3）、（4）（5）を行う。

但し、公立こども園のサポーターは、大阪府幼児教育アドバイザー育成研修を修了後、自動的に登録とする。

(相談窓口)

第5条 就学前施設からサポートセンターへの相談や依頼に対しては、事務局が派遣調整などの対応を行う。

- 2 派遣に際しては、就学前施設は幼児教育サポーター巡回訪問依頼書（様式 1）を提出するものとし、実施報告には幼児教育サポーター実施報告書（様式 2）を使用する。

（秘密の保持及び職員の守秘義務）

第 6 条 事業の実施に携わる者（サポーターを含む）は、個人のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、事業の実施にかかる個人情報の管理については、個人情報管理規定の定めるところとする。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、サポートセンターの運営に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 1 日より実施する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より実施する。